

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注1 都道府県別の状況は、①～③欄については、企業の主たる事務所(特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

2 「(参考)事業所所在地による集計」は、事業所(雇用保険適用事業所)単位にその所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	①実雇用率	(対前年増減)	②法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	③法定雇用率達成企業の数	(参考)事業所所在地による集計の実雇用率	(対前年増減)
全国	1.55	0.03	43.8	0.4	31,230 / 71,224	1.55	0.03
北海道	1.70	0.05	47.9	1.0	1,189 / 2,483	1.74	0.06
青森	1.56	0.04	43.3	1.4	304 / 702	1.55	0.06
岩手	1.72	0.05	50.3	4.2	371 / 738	1.69	0.03
宮城	1.57	0.01	45.6	2.1	510 / 1,119	1.54	0.04
秋田	1.55	0.00	53.5	0.4	307 / 574	1.60	0.06
山形	1.50	0.01	50.4	△1.0	368 / 730	1.50	0.03
福島	1.48	0.02	44.0	△0.3	461 / 1,048	1.46	0.02
茨城	1.54	0.06	51.0	2.4	541 / 1,060	1.56	0.03
栃木	1.57	0.05	48.3	1.1	363 / 751	1.60	0.11
群馬	1.48	△0.04	47.2	△2.1	468 / 992	1.61	0.01
埼玉	1.46	0.01	40.1	0.2	829 / 2,065	1.55	0.01
千葉	1.50	0.03	45.0	△0.6	707 / 1,572	1.53	0.04
東京	1.46	0.02	28.6	△0.6	4,482 / 15,678	1.33	0.02
神奈川	1.45	0.04	41.2	0.2	1,338 / 3,251	1.64	0.04
新潟	1.53	0.07	47.6	4.2	661 / 1,389	1.57	0.11
富山	1.61	0.08	57.3	4.3	464 / 810	1.60	0.09
石川	1.57	0.04	48.2	0.4	370 / 768	1.66	0.05
福井	1.96	0.05	51.4	△0.4	282 / 549	1.87	0.03
山梨	1.62	0.07	52.3	3.2	215 / 411	1.64	0.05
長野	1.68	0.01	53.3	0.3	678 / 1,271	1.68	0.01
岐阜	1.60	0.03	54.0	1.6	601 / 1,112	1.63	0.03
静岡	1.60	0.03	49.2	0.4	1,076 / 2,185	1.60	0.05
愛知	1.48	0.03	41.0	0.6	1,829 / 4,458	1.50	0.04
三重	1.42	0.00	46.5	1.2	384 / 825	1.47	△0.02
滋賀	1.65	△0.05	55.6	△1.3	321 / 577	1.63	0.00
京都	1.71	0.07	45.7	1.2	639 / 1,397	1.72	0.02
大阪	1.56	0.03	42.2	1.7	2,539 / 6,010	1.58	0.05
兵庫	1.75	0.05	55.8	0.7	1,339 / 2,398	1.79	0.01
奈良	1.81	△0.07	55.2	0.4	222 / 402	1.95	0.00
和歌山	1.99	△0.02	53.8	0.5	205 / 381	2.06	0.12
鳥取	1.78	0.01	57.9	1.4	201 / 347	1.73	0.00
島根	1.70	0.00	59.0	1.2	252 / 427	1.69	0.02
岡山	1.74	0.03	54.9	2.6	594 / 1,082	1.76	0.01
広島	1.60	0.05	45.2	1.9	779 / 1,722	1.60	0.05
山口	2.17	0.09	54.5	△0.4	379 / 696	2.08	0.08
徳島	1.49	0.16	45.3	1.1	151 / 333	1.52	0.10
香川	1.68	0.08	58.1	1.8	352 / 606	1.75	0.08
愛媛	1.61	0.06	51.8	0.1	377 / 728	1.64	0.07
高知	1.62	△0.04	50.4	△2.1	183 / 363	1.68	△0.06
福岡	1.63	0.05	48.5	2.4	1,273 / 2,623	1.67	0.08
佐賀	2.02	0.07	64.7	5.2	292 / 451	1.95	0.06
長崎	2.02	0.12	58.1	2.6	372 / 640	2.07	0.01
熊本	1.91	0.07	55.2	1.2	506 / 916	2.03	0.11
大分	2.16	0.02	60.5	2.7	364 / 602	2.49	0.03
宮崎	1.94	0.04	61.8	5.0	352 / 570	2.09	0.04
鹿児島	1.91	0.03	56.8	0.9	461 / 811	1.91	0.03
沖縄	1.63	0.02	46.4	0.3	279 / 601	1.61	0.02

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5
特例子会社	社 219 (195)	人 10,441 (8,958)	人 3,865 (3,418)	人 37 (50)	人 2,737 (2,219)	人 11 (8)	人 10,509.5 (9,109.0)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
特例子会社	人 10,509.5 (9,109)	人 2,754 (2,540)	人 19 (17)	人 1,112 (1,030)	人 6,639 (6,127)	人 1,111 (878)	人 18 (33)	人 1,481 (1,143)	人 3,721 (2,932)	人 144 (46)	人 11 (8)	人 149.5 (50.0)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

(参考) 平成19年10月末現在の状況

- 特例子会社数 223社
- グループ適用を受けているグループ数 82グループ

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。
 その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できていることとしている。

2 国・地方公共団体等における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 39 (39)	人 301,926 (303,632)	人 844 (854)	人 40 (16)	人 4,814 (4,861)	人 0 (0)	人 6,542.0 (6,585)	人 141.0 (230.0)	% 2.17 (2.17)	機関 39 (38)	% 100.0 (97.4)
行政機関	機関 30 (30)	人 274,818 (276,619)	人 783 (795)	人 40 (16)	人 4,319 (4,371)	人 0 (0)	人 5,925.0 (5,977)	人 134.0 (215)	% 2.16 (2.16)	機関 30 (29)	% 100.0 (96.7)
立法機関	5 (5)	3,302 (3,337)	7 (6)	0 (0)	58 (62)	0 (0)	72.0 (74)	1.0 (0)	2.18 (2.22)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	4 (4)	23,806 (23,676)	54 (53)	0 (0)	437 (428)	0 (0)	545.0 (534.0)	6.0 (15)	2.29 (2.26)	4 (4)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	6,542.0 (6,585)	841 (853)	40 (16)	4,736 (4,801)	6,458 (6,523)	129 (211)	3 (1)	0 (0)	24 (18)	30 (20)	11 (18)	54 (41)	0 (0)	54.0 (42)	1.0 (1)
行政機関	5,925.0 (5,977)	780 (794)	40 (16)	4,243 (4,312)	5,843 (5,916)	123 (196)	3 (1)	0 (0)	23 (18)	29 (20)	10 (18)	53 (41)	0 (0)	53.0 (41)	1.0 (1)
立法機関	72.0 (74)	7 (6)	0 (0)	56 (61)	70 (73)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1)	0.0 (0)
司法機関	545.0 (534)	54 (53)	0 (0)	437 (428)	545 (534)	6 (15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成18年6月2日から平成19年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成18年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成18年6月2日から平成19年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成18年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分			
計	163 (163)	334,373 (345,142)	2,012 (2,004)	32 (26)	4,038 (4,142)	0 (0)	8,094.0 (8,176)	155.0 (142)	2.42 (2.37)	151 (148)	92.6 (90.8)
都道府県知事部局	47 (47)	275,651 (286,083)	1,680 (1,683)	18 (16)	3,332 (3,427)	0 (0)	6,710.0 (6,809)	100.0 (101)	2.43 (2.38)	47 (46)	100.0 (97.9)
その他の都道府県機関	116 (116)	58,722 (59,059)	332 (321)	14 (10)	706 (715)	0 (0)	1,384.0 (1,367)	55.0 (41)	2.36 (2.31)	104 (102)	89.7 (87.9)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
計	8,094.0 (8,176)	2,010 (2,004)	32 (26)	3,995 (4,110)	8,047 (8,144)	147 (141)	2 (0)	0 (0)	9 (6)	13 (6)	7 (1)	34 (26)	0 (0)	34.0 (26)	1.0 (0)
都道府県知事部局	6,710.0 (6,809)	1,678 (1,683)	18 (16)	3,308 (3,411)	6,682 (6,793)	92 (100)	2 (0)	0 (0)	9 (6)	13 (6)	7 (1)	15 (10)	0 (0)	15.0 (10)	1.0 (0)
その他の都道府県機関	1,384.0 (1,367)	332 (321)	14 (10)	687 (699)	1,365 (1,351)	55 (41)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (16)	0 (0)	19.0 (16)	0.0 (0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村の機関	機関 2,585	人 968,172	人 5,647	人 133	人 10,677	人 16	人 22,112.0	人 758.0	% 2.28	機関 2,097	% 81.1
	(2,624)	(985,625)	(5,523)	(128)	(10,771)	(16)	(21,953)	(659)	(2.23)	(2,037)	(77.6)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	人 22,112.0	人 5,629	人 115	人 10,345	人 21,718	人 716	人 18	人 18	人 171	人 225	人 32	人 161	人 16	人 169.0	人 10.0
	(21,953)	(5,506)	(111)	(10,521)	(21,644)	(633)	(17)	(17)	(143)	(194)	(16)	(107)	(16)	(115)	(10)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者の 算定の基礎とな る職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者であ る短時間勤 務職員	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D. 精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 153 (152)	人 649,369 (658,741)	人 2,731 (2,595)	人 55 (48)	人 4,550 (4,410)	人 0 (0)	人 10,067.0 (9,648)	人 275.0 (155)	% 1.55 (1.46)	機関 87 (77)	% 56.9 (50.7)
都道府県 教育委員会	機関 47 (47)	人 556,492 (566,655)	人 2,297 (2,165)	人 51 (45)	人 3,743 (3,620)	人 0 (0)	人 8,388.0 (7,995)	人 174.0 (112)	% 1.51 (1.41)	機関 2 (2)	% 4.3 (4.3)
市町村 教育委員会	106 (105)	92,877 (92,086)	434 (430)	4 (3)	807 (790)	0 (0)	1,679.0 (1,653)	101.0 (43)	1.81 (1.80)	85 (75)	80.2 (71.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体障 害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的障 害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	10,067.0 (9,648)	2,730 (2,595)	55 (48)	4,513 (4,391)	10,028 (9,629)	267 (151)	1 (0)	0 (0)	10 (8)	12 (8)	7 (3)	27 (11)	0 (0)	27.0 (11)	1.0 (1)
都道府県 教育委員会	8,388.0 (7,995)	2,297 (2,165)	51 (45)	3,715 (3,605)	8,360 (7,980)	170 (109)	0 (0)	0 (0)	8 (7)	8 (7)	3 (3)	20 (8)	0 (0)	20.0 (8)	1.0 (0)
市町村 教育委員会	1,679.0 (1,653)	433 (430)	4 (3)	798 (786)	1,668 (1,649)	97 (42)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	4 (1)	4 (0)	7 (3)	0 (0)	7.0 (3)	0.0 (1)

注 2(1)②の表と同じ

3 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
特殊法人	法人 247 (246)	人 454,409 (451,534)	人 2,141 (1,728)	人 166 (104)	人 4,467 (3,489)	人 31 (9)	人 8,930.5 (7,053.5)	人 2,209.5 (798.5)	% 1.97 (1.56)	法人 150 (134)	% 60.7 (54.5)
独立行政法人等	194 (198)	437,748 (436,064)	2,067 (1,658)	161 (100)	4,335 (3,360)	31 (9)	8,645.5 (6,780.5)	2,179.5 (756.5)	1.97 (1.55)	115 (102)	59.3 (51.5)
地方独立行政法人等	53 (48)	16,661 (15,470)	74 (70)	5 (4)	132 (129)	0 (0)	285.0 (273.0)	30.0 (42)	1.71 (1.76)	35 (32)	66.0 (66.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
特殊法人	8,930.5 (7,053.5)	2,055 (1,692)	163 (103)	3,747 (3,189)	8,020 (6,676)	1,701 (551)	86 (36)	3 (1)	331 (155)	506 (228)	311 (215)	389 (145)	31 (9)	404.5 (149.5)	197.5 (32.5)
独立行政法人等	8,645.5 (6,780.5)	1,982 (1,623)	159 (100)	3,618 (3,062)	7,741 (6,408)	1,671 (512)	85 (35)	2 (0)	331 (155)	503 (225)	311 (213)	386 (143)	31 (9)	401.5 (147.5)	197.5 (31.5)
地方独立行政法人等	285.0 (273)	73 (69)	4 (3)	129 (127)	279 (268)	30 (39)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (2)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	0.0 (1.0)

注 1(1)②の表と同じ

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	301,926	6,542.0	2.17	0.0	
行政機関合計	274,818	5,925.0	2.16	0.0	
内閣官房	652	14.0	2.15	0.0	
内閣府	2,392	51.0	2.13	0.0	
内閣法制局	73	1.0	1.37	0.0	
金融庁	1,359	29.0	2.13	0.0	
宮内庁	787	21.0	2.67	0.0	
警察庁	1,654	40.0	2.42	0.0	
総務省	5,186	112.0	2.16	0.0	特例承認あり(注4)
公正取引委員会	710	15.0	2.11	0.0	
法務省	32,083	692.0	2.16	0.0	
公安調査庁	1,497	32.0	2.14	0.0	
外務省	5,504	118.0	2.14	0.0	
財務省	10,825	239.0	2.21	0.0	
国税庁	54,686	1,176.0	2.15	0.0	
文部科学省	2,178	49.0	2.25	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	40,092	865.0	2.16	0.0	
社会保険庁	16,535	349.0	2.11	0.0	
農林水産省	21,236	457.0	2.15	0.0	
水産庁	502	12.0	2.39	0.0	
林野庁	4,539	96.0	2.12	0.0	
経済産業省	5,639	119.0	2.11	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,766	63.0	2.28	0.0	
国土交通省	36,614	789.0	2.15	0.0	
海上保安庁	95	3.0	3.16	0.0	
海難審判庁	222	6.0	2.70	0.0	
気象庁	4,512	95.0	2.11	0.0	
環境省	1,166	28.0	2.40	0.0	
防衛省	16,678	352.0	2.11	0.0	
防衛施設庁	2,699	57.0	2.11	0.0	
人事院	667	15.0	2.25	0.0	
会計検査院	1,270	30.0	2.36	0.0	
立法機関合計	3,302	72.0	2.18	0.0	
衆議院事務局	1,255	27.0	2.15	0.0	
衆議院法制局	73	1.0	1.37	0.0	
参議院事務局	981	21.0	2.14	0.0	
参議院法制局	70	1.0	1.43	0.0	
国立国会図書館	923	22.0	2.38	0.0	
司法機関合計	23,806	545.0	2.29	0.0	
最高裁判所	1,020	22.0	2.16	0.0	
高等裁判所	1,727	46.0	2.66	0.0	
地方裁判所	16,166	362.0	2.24	0.0	
家庭裁判所	4,893	115.0	2.35	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	275,651	6,710.0	2.43	0.0	
北海道	17,174	411.0	2.39	0.0	
青森県	4,658	124.0	2.66	0.0	
岩手県	4,278	91.0	2.13	0.0	
宮城県	5,294	121.0	2.29	0.0	
秋田県	4,077	88.0	2.16	0.0	
山形県	5,155	109.0	2.11	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	6,341	143.0	2.26	0.0	
茨城県	5,401	115.0	2.13	0.0	
栃木県	5,136	117.0	2.28	0.0	
群馬県	5,068	108.0	2.13	0.0	
埼玉県	8,138	243.0	2.99	0.0	
千葉県	8,931	207.0	2.32	0.0	
東京都	21,353	660.0	3.09	0.0	
神奈川県	8,736	272.0	3.11	0.0	
新潟県	6,696	148.0	2.21	0.0	
富山県	3,835	81.0	2.11	0.0	
石川県	4,155	90.0	2.17	0.0	
福井県	3,387	72.0	2.13	0.0	特例認定あり(注4)
山梨県	4,159	89.0	2.14	0.0	
長野県	6,317	138.0	2.18	0.0	
岐阜県	5,872	124.0	2.11	0.0	
静岡県	6,750	146.0	2.16	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	8,767	192.0	2.19	0.0	
三重県	4,626	111.0	2.40	0.0	
滋賀県	3,243	79.0	2.44	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	5,658	151.0	2.67	0.0	
大阪府	9,113	273.0	3.00	0.0	
兵庫県	9,156	213.0	2.33	0.0	
奈良県	3,888	91.0	2.34	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,797	82.0	2.16	0.0	
鳥取県	3,442	78.0	2.27	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,843	86.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	4,341	93.0	2.14	0.0	
広島県	6,697	163.0	2.43	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	4,931	114.0	2.31	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	3,307	70.0	2.12	0.0	
香川県	3,649	79.0	2.16	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	4,277	91.0	2.13	0.0	
高知県	3,848	82.0	2.13	0.0	
福岡県	7,977	245.0	3.07	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,145	71.0	2.26	0.0	
長崎県	4,427	102.0	2.30	0.0	
熊本県	5,057	134.0	2.65	0.0	
大分県	3,922	91.0	2.32	0.0	
宮崎県	3,852	84.0	2.18	0.0	
鹿児島県	5,394	128.0	2.37	0.0	
沖縄県	4,383	110.0	2.51	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
福井県	福井県企業局				
静岡県	静岡県企業局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県地方労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
鳥取県	鳥取県企業局				
島根県	島根県企業局				
広島県	広島県企業局				
山口県	山口県企業局				
香川県	香川県病院局				
福岡県	福岡県議会事務局				